

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業であり、保護者が就労等により放課後家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。

活動内容

放課後児童クラブでは、次の活動を行います。

- ・ 児童の健康管理・安全確保・情緒の安定
- ・ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・ 遊びを通して自主性・社会性・創造性を培うこと
- ・ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ・ その他、児童の健全育成上必要な活動

対象児童（入会要件）

旭川市内の小学校に就学している児童（衣服の着替えやトイレなど身の回りのことが自分でできること）のうち、次のいずれかの理由により、放課後に帰宅しても保護・指導が受けられない児童が対象となります。

ただし、過去5年間に放課後児童クラブ運営負担金の未納がある場合は利用できません。

| 事由 | 内容 |
|------------------|--|
| ① 保護者の就労 | 1か月に15日以上かつ3か月以上継続している（する見込みがある）こと。 ※次の時間以降、保護者が留守であることが必要です。 1年生：14時00分 2年生：14時30分 3年生以上：15時00分 |
| ② 母親の妊娠・出産 | 出産前3か月もしくは出産後3か月以内であること。 |
| ③ 保護者の疾病・障害 | 病気、負傷、障害等により、長期にわたり通院または入院、自宅療養していること。 |
| ④ 同居親族の介護・看護 | 親族等を常時介護または看護していること。 |
| ⑤ 家庭の災害復旧 | 震災・風水害等の復旧にあたっていること。 |
| ⑥ 就労を目的とした就学 | 就労を目的として職業訓練校や専門学校に通学していること（1か月15日以上かつ3か月以上継続）。 |
| ⑦ 虐待やDVのおそれがあるとき | 個別にご相談ください。 |
| ⑧ 特に市長が必要と認めたとき | |

※祖父母や知人の家に帰ることを理由に校区変更をしている場合は、帰宅先の祖父母や知人（65歳未満の場合）も就労等（上記事由に合致）で留守にしていることが必要です。

※運営負担金の未納について、過去に兄弟姉妹が放課後児童クラブを利用したことがあり、当該児童分の運営負担金が未納となっている場合も含まれます。

※平成29年4月からの利用を希望される場合は、平成29年1月分まで運営負担金の未納がないことが必要です。

※「衣服の着替えやトイレなど身の回りのことが自分でできること」について、判断が難しい場合は個別にご相談ください。

開会時間等

1 開会時間

| 区分 | 開会時間 |
|---------------|-----------------|
| 通常開会日（学校の授業日） | 児童の下校時 ～ 18時30分 |
| 土曜日 | 8時00分～ 18時30分 |
| 学校の長期休業期間 | |
| 学校行事等の振替休業日 | |

※児童が全員帰宅した場合は18時30分前に閉会する場合があります。

2 開会しない日

| | |
|------|----------------------|
| 定例休会 | ・日曜日，祝日 |
| | ・年末年始（12月30日～1月4日） |
| | ・新年度受入準備（3月30日～31日） |
| 臨時休会 | ・インフルエンザ等により，休校となる場合 |
| | ・台風や大雪等により，休校となる場合 |
| | ・休会が適当であると市長が認めた場合 |

指導体制

- ・放課後児童クラブ主事（対象校の校長） 1名
- ・放課後児童クラブ主事補（対象校の教頭） 1名
- ・放課後児童クラブ支援員（旭川市嘱託職員） 2名以上

箇所数

42校73か所 ※平成29年4月1日現在。

放課後児童クラブの実施状況

概ね各小学校において，校舎内又は学校敷地内で実施しており，スペース的に困難な場合は，近隣の民間住宅借上げ等により対応している。なお，平成27年度から，新たに民間事業者に対する補助制度を創設している。

平成29年度当初予算ベースの実施状況

| 設置・運営形態 | 設置場所等 | か所数 | 定員 | 定員ベース 構成割合 | |
|---------|---------|----------|-------|---------------|-------|
| 公設公営 | 校舎内専用 | 余裕教室活用型 | 23 | 891 | 29.6% |
| | | 校舎内専用施設型 | 5 | 261 | 8.7% |
| | 校舎内兼用 | 7 | 224 | 7.4% | |
| | 学校敷地内 | 20 | 838 | 27.9% | |
| | 民間住宅借上げ | 12 | 419 | 13.9% | |
| | 公共施設活用 | 4 | 126 | 4.2% | |
| | 小計 | 71 | 2,759 | 91.7% | |
| 民設公営 | 民間委託 | 2 | 55 | 1.8% | |
| 民設民営 | | 5 | 194 | 6.4% | |
| 合計 | | 78 | 3,008 | 100.0% | |

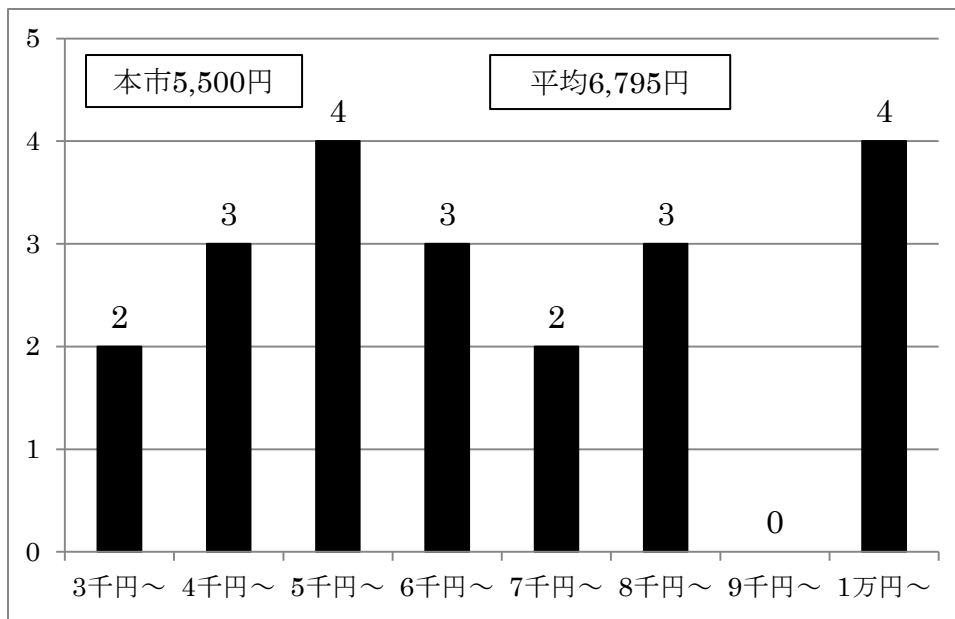
○放課後児童クラブについては、現在、新規開設に当たり、学校等と協議をしながら、設置場所（校舎内、学校施設内、公共施設、地域施設、民間住宅借上げ）や設置形態（専用スペース又は兼用スペース）を検討している。

特に平成27年度に、国において「学校施設等の一時的使用」の扱いとして、本事業を実施する際に専用的に場所が確保していれば良いとの考え方が示されたところであり、このことに基づき、兼用スペースでの設置を進めており、設置に当たっての選択肢が増えている。

○他の中核市等の状況としては、学校敷地内にプレハブ等を設置する専用施設が多くみられ、本市同様に兼用スペースによる実施は少ない状況となっている、平成27年度に国から示された、他の用途に使用しながらも放課後児童クラブ開会時のみ専用する形態での設置は、開設までの期間やコスト面からも効果的な取組である。

中核市（公設公営）における利用者負担の状況（おやつ代含む）

- 本市においては、利用者負担として、月額利用料（4,000円）とともに、おやつ代（平均1,500円程度）を徴収しており、中核市においても、おやつ代を含めて月額利用料を設定又は別途徴収している。
- 実施形態別の利用者負担の状況は、平均すると、公設公営と公設民営がほぼ同程度、民設民営が高い傾向にある。



平成29年度当初予算（区分別の内訳）

| 区分 | 入会人数 | 利用者負担 |
|------|--------|----------|
| 非減免 | 1,878人 | 月額4,000円 |
| 準要保護 | 699人 | 月額1,500円 |
| 要保護 | 69人 | 免除 |
| 合計 | 2,646人 | — |

※ これらの区分は、教育委員会が認定した就学援助基準をもとに適用

※ 平成28年度からの負担金の見直しに際しては、特に経済的支援の必要性が高い者に対する減免規定の充実を図っている。

【準要保護世帯】：（改正前）3,000円×1/2（減免率）＝1,500円

↓

（改正後）4,000円×5/8（減免率）＝1,500円

【要保護世帯】：（改正前）免除 → （改正後）免除